

6

POINT 原則として個別表示であるが、多重容器包装には「一括表示」も可能

識別表示の方法は、表示義務の対象となる「特定容器包装」ごとに表示することが原則となっています。しかし、多重容器包装で構成される商品の場合は、個別の表示に代えて、表示可能な容器包装或いは同時に廃棄されると認められる容器包装に一括して識別表示を行うことができます。一括表示を行う場合には、見やすさの観点から当センターでは部位名の表示は印刷では、6ポイント以上の大きさを推奨します。

多重容器包装とは、
「資源有効利用促進法」では
「一体容器包装」といいます

容器包装（外装フィルム、外箱、個包装等）が2重以上に重なっているものや、複数パーツ（容器本体、キャップ、ノズル等）からなる容器包装を指します。

一括表示が認められる要件	一括表示の方法
a) 多重容器包装	「同時に廃棄されると認められる容器包装」の何れかに一括表示する（各々への直接表示は省略可能）。 一括表示の対象となる「同時に廃棄されると認められる容器包装」以外については、個別に表示（「同時に廃棄されると認められる容器包装」以外にまとめて表示しても、直接表示を省略することはできません）。
b) 無地の容器包装或いは表示に技術的制約がある容器包装	表示可能な「関連容器包装」（16頁のポイント③を参照）に表示。 表示可能な「関連容器包装」が複数ある場合には、「同時に廃棄されると認められる容器包装」への一括表示を優先。

一括表示では、複数の識別マークがある場合は上下に並べても左右に並べても構いません。また、表示部を囲む外枠、部位の名称等については事業者又は業界毎の対応に委ねられています。一括表示の表記方法については、関連する業界の方針・ガイドラインを照会・確認されることをお勧めします。（22頁参照）

なお、当センターとしては、一括表示を行う場合、一括表示を行う部位の識別マークについては、他の部位を示す識別マークよりも大きくして、両者を区別できるようにすることを推奨します。

カップ麺のカップに表示

上下表示	左右表示
 ：カップ ：外装フィルム ：液体スプーンの素  ：ふた	 カップ 外装フィルム 液体スプーンの素  ふた

7

POINT 材質が多様なプラスチックについては「材質表示」も

プラスチック製容器包装の材質表示は、各業界又は企業の判断に委ねられています。識別マークの近くに「材質表示」を行うことが望まれます。「材質表示」を行うに際しては、JIS K 6899 - 1₂₀₀₀ (ISO 1043 - 1₁₉₉₇) で定められている記号を用います。

主な材質（樹脂名）	樹脂記号	備考
アクリロニトリル - ブタジエン - スチレン樹脂	ABS	
エチレン - 酢酸ビニル樹脂	EVAC	
エチレン - ビニルアルコール樹脂	EVOH	
ポリアミド	PA	通称：ナイロン
ポリカーボネート	PC	
ポリブチレンテレフタレート	PBT	
ポリエチレン	PE	
ポリエチレンテレフタレート	PET	通称：PET、ペット
ポリメチルペンテン	PMP	
ポリプロピレン	PP	
ポリスチレン	PS	
ポリ塩化ビニル	PVC	通称：塩ビ
ポリ塩化ビニリデン	PVDC	
スチレン - アクリロニトリル樹脂	SAN	

なお、紙と金属についても、それらがプラスチック製容器包装の一部を構成している複合素材の場合、便宜上以下の記号を用いて材質の表示を行います。
(プラスチック製容器包装ではないものについては、紙や金属の記号表示は不要です。)

材質	記号	備考
紙	P	
金属（スチール、アルミ等）	M	

複合材質（20頁参照）については、主要な構成材料を含めた2つ以上について表記を行うこととし、主要な（最大重量の）材料については下線を付します。識別マークと共に材質を表示する場合には、材質を示す記号をそのまま表示するだけで構いませんが、識別マークと離して表示する場合には逆くさび括弧（><）に材質記号を挟み込む必要があります。